

国民年金

○国民年金とは

国民年金とは、すべての人に共通する「基礎年金」を支給する制度です。老後や障害、死亡といった万一の場合に、年金が支給されます。

日本国内に居住する20～59歳の人は、外国人を含み、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金に上乘せして、勤務先で加入する厚生年金の制度もあります。

問い合わせ先	西宮市役所医療年金課	0798-35-3124
	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

○加入するには

国民年金に加入するには、市区町村の役所へ届出をします。厚生年金に加入する人またはその人に扶養される配偶者は、勤務先で手続きします。

問い合わせ先	西宮市役所医療年金課	0798-35-3124
	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

○保険料

国民年金に加入すると、保険料を納付しなければなりません。納付書により金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。口座振替納付、電子納付、クレジットカード納付もできます。勤務先で厚生年金に加入している人は、給料やボーナスから差し引かれます。

問い合わせ先	西宮市役所医療年金課	0798-35-3124
	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

○支払いが困難なとき

収入がない人や、収入が少なくて保険料を納付することが困難なときは、申請により保険料の全額または一部が免除される場合があります。また、学生は保険料の支払いが猶予される「学生納付特例制度」をご利用ください。

問い合わせ先	西宮市役所医療年金課	0798-35-3124
	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

○年金の支給

国民年金は、老齢になったとき、障害者になったとき、または加入者が死亡したときなどに支給されます。国民年金には以下の種類があります。

- (1) 老齢基礎年金
- (2) 障害基礎年金
- (3) 遺族基礎年金

- (4) 寡婦年金
- (5) 死亡一時金
- (6) 特別障害給付金

それぞれ支給の条件があります。年金を受けるには、手続きが必要です。

問い合わせ先	西宮市役所医療年金課	0798-35-3124
	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

○帰国するとき

国民年金および厚生年金保険には、脱退一時金支給制度があります。

これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6か月分以上納めた場合、帰国後2年以内に所定の手続きに従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度です。

社会保障協定により、日本での年金加入期間と本国での加入期間を通算し、それぞれの国から年金を受け取ることができる場合があります。脱退一時金の支給を受けた場合、その額の計算の基礎となった期間は、年金に加入していなかったものとみなされ、通算の対象とはなりません。

問い合わせ先	日本年金機構西宮年金事務所	0798-33-2944
	ねんきんダイヤル	0570-05-1165

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。